

弘前市石川児童館等の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

弘前市議会令和6年第1回定例会において議決を得て、指定期間を以下のとおり変更しました。

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	所在地
弘前市石川児童館	弘前市大字石川字大仏下25番地17
弘前市大沢児童館	弘前市大字大沢字上村元68番地4
弘前市薬師堂児童館	弘前市大字薬師堂字館ノ平18番地2

2 指定管理者

名称 社会福祉法人弘前草右会
所在地 弘前市大字北横町95番地2
代表者職氏名 理事長 齋藤 則明

3 指定の期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)
(2) 変更後 平成31年4月1日から令和7年7月31日まで(6年4か月間)

4 指定期間を変更する理由

弘前市石川児童館、弘前市大沢児童館及び弘前市薬師堂児童館は、弘前市立石川小・中学校等複合施設整備事業に伴い、統合したうえで複合施設内に弘前市石川児童館として移転し、令和7年8月1日から供用開始とすることから、それまでの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。

5 変更までの経過

変更の議決

令和6年3月14日